



会報

DISTRICT 353
CLUB BULLETIN

創立 S34.6.9 承認 S34.6.27

鶴岡ロータリー

THE ROTARY CLUB
OF TSURUOKA



う め

例会場 鶴岡市本町二丁目 ひ さ ご や
例会日 毎週火曜日 P M 12:30 - 1:30
事務所 鶴岡市馬場町 商工会議所内
電話 0235 5775

会 長 鈴 木 善 作
幹 事 高 橋 辰 美

Renew the Spirit of Rotary

ロータリーの精神を振るい起こせ

第 794 号

1975. 3. 4 (火) (曇)

No.34

会報はご家族みんなで読みましょう

◆出席報告

本日の出席

会 員	数	66名
出 席	数	51名
出 席	率	77.27%

前回の出席

前 回 出 席 率	74.24%
修 正 出 席 数	60名
確 定 出 席 率	90.91%

欠 席 者

阿宗君、半田君、飯白君、板垣君、風間君
今野君、嶺岸君、三井(徹)君、三井(健)君
三浦君、中野(清)君、斎藤(信)君、佐藤
(順)君、手塚君、鷺田君

メークアップ

安藤君、黒谷君、嶺岸君、男網君、佐藤
(正)君、菅原君、高橋(良)君、富樫君
一鶴岡西 R.C
藪田君一新潟 R.C
板垣君、中江君一台湾 R.C

◆ビジター

森昌喜君一稚内 R.C
林権之助君、陶山次郎君、佐藤拓君、
加藤広君、羽根田正吉君一鶴岡西 R.C

◆点 鐘 12.30 鈴木会長

◆君 が 代

◆ロータリーソング 奉仕の理想

◆ビジター紹介 S.A.A

◆ゲスト紹介

職業奉仕月間にちなんで
荘内病院看護婦長 斎藤芳野氏

◆会員及びお奥様誕生祝 親睦委員

◆月間及び年間出席100%以上表彰

◆会長報告

◆幹事報告

◆年間皆出席

2年間皆出席 板垣俊次君
2年間皆出席 進藤誠一君

◆2月125%出席 6名

早坂(源)君、五十嵐(伊)君、小花君、佐
藤(衛)君、佐藤(友)君、鈴木(弥)君

◆ 2月100%出席 47名

阿部(公)君、阿部(襄)君、安藤君、張君、石黒君、五十嵐(三)君、市川君、板垣君、海東君、金井君、上林君、風間君、小池君、今野君、小松君、嶺岸君、三井(徹)君、三井(賢)君、三井(健)君、三浦君、森田君、岩網君、中江君、中野(重)君、中野(清)君、小野寺君、大川君、齋藤(榮)君、佐藤(伊)君、佐藤(昇)君、佐藤(忠)君、佐藤(順)君、佐藤(正)君、新徳君、進藤君、菅原君、菅君、鈴木(善)君、高橋(良)君、高橋(辰)君、手塚君、富樫君、山本(隆)君、山本(正)君、藪田君、吉野君、齋藤(得)君

◆ 会員誕生

五十嵐伊市郎君、小松広徳君、中野清吾君、大川喜一君、齋藤喜一君、齋藤栄作君、齋藤信義君、佐藤昇君、佐藤忠君、菅原啓君、手塚林治君、山本正君

◆ 奥様誕生

早坂保江様(徳治)、五十嵐甲様(伊市郎)、嶺岸豊子様、高橋多恵子様(良士)、佐藤喜代恵様(正郎)、佐藤晴子様(衛)、齋藤貢様(栄作)

◆ 会長報告

交換学生のバーバラ嬢が、石黒君の御好意により、1週間東京見物楽しく終り、3月2日帰り、鶴岡高工の卒業式に参列後、同日午後4時過ぎ、其の前の例会に報告した通り、鶴岡西クラブの栗本さん宅に宿舍変えになりましたので、石黒君、同奥様、私とも共に又今野国際奉仕委員長と御送り致しました。

西クラブよりは半田会長風邪の為め出られず、佐藤幹事が、又鶴岡高工の阿部先生が栗本さん宅で御待ちして居りました。

栗本さん宅は1昨年新築されました御立派な2階立の家で、応接室、畳敷しきの広い客間、湯殿、トイレ、寝室、庭あり素晴らしいお宅でした。栗本さん宅にはお爺さん、奥さん子供さん2名居られ皆様宜敷しくと御頼みにて参りました。

其れから通学の送り迎えには車で部長さんがやって呉れるとのこと。尚天気よくなれば自転車を買ってやるとの事でした。

◆ 看護業務の実態について

庄内病院 齋藤芳野

保健婦、助産婦、看護婦法では看護に従事する職員を、看護婦と准看護婦の二種類として規定しております。

看護婦と准看護婦の教育機関としては、看護大学、看護短大、看護学校、高等学校衛生看護科、准看護学校とその種類にも修業年限にも相違があり、卒業後の両者には、年令的にも内容的にも大きな差が生じております。

看護婦の念願としては、これらの学校を出来るだけ統一すること。また、現在多い各種学校を、学校教育法第一条校にすることを希望しております。

看護婦が働く分野としては地域、学校、医療機関などがあげられますが、そこで行われる基本的な看護は「患者中心の看護」即ち看護婦は医師の助手としてのみ存在していたのですが、現在の看護学では、看護とは病気をもっている人間に対して、その回復を促進するために、身体的には勿論、精神的にも社会的にも、あらゆる面から科学的な援助をすること、と云われております。

日本の病院は西欧の病院に比較して、「患者中心の看護」が行われなかったのですが、終戦後、米国の占領政策の一環として病院対策がとりあげられ、病院のあり方、看護のあり方が改革されました。具体的には昭和23年の医療法の公布、保健婦、助産婦、看護婦法の改正、昭和26年の社会保健における基準看護、給食、寝具料金等の認定により、従来、医療の場としてのみ発展して来た病院が、病院本来の姿をとりもどしたのであります。

しかし新しい看護体制の中にも問題があります。まず夜勤問題として、2～8制度の問題があげられます。これは夜勤看護婦の人員を従来の1人夜勤を2人にする。また夜勤の回数は準、深夜勤を含めて1ヶ月8日以内とすることを主張する労働運動が新潟県を中心としておこり、全国的に波及し、昭和40年には人事院のみとめるところとなり、現在では全国の病院が人事勧告に従い、その実現に努力をしております。

次に看護人員の不足問題があげられます。その原因としては、社会一般の医療需要が増した事、(病院、診療所の増加、疾病構造の変化に伴う施設の転換等)また、2～8制度の実施のための補充人員等があげられます。昭和44年の調査では15万人の不足があり、この不足は年間4万床増えると云われている。社会の必要性の中で益々きびしくなるものと考えられます。

以上、庄内病院の看護も現在追究されており、本質的な看護に近づく様に努力を続けております。また、当病院は庄内地域の医療機関の中心的な存在でもあります。したがって、当病院で行われます看護内容の優劣がそのまま患者さんの看護を左右することにもなりますので、今後共努力を続けて行くつもりでおります。

スピーチ等には要旨で結構ですので、原稿を会報委員会にお渡し下さいます様重ねてお願い致します。御協力下さい。